令和４年度（２０２２年度）
熊本市児童館運営審議会資料

1．熊本市児童館運営審議会委員名簿･･･Ｐ１

2．熊本市児童館関係課組織図･･･Ｐ２

3．熊本市児童館の施設概要一覧･･･Ｐ３

4．令和3年度（2021年度）事業報告及び令和4年度（2022年度）事業計画･･･Ｐ４
- ･新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について･･･Ｐ５～6
- ･児童館の備品（遊具）購入について･･･Ｐ７
- ･児童館の利用状況･･･Ｐ８～14
- ･児童館年間行事･･･Ｐ15～19
- ･児童クラブの活動･･･Ｐ20～21
- ･職員研修及び情報交換･･･Ｐ22

5．児童館の広報について･･･Ｐ23～24

6．児童館予算資料･･･Ｐ25

7．関係法令（抜粋）･･･Ｐ26～33
- ･児童福祉法
- ･児童福祉施設の整備及び運営に関する基準
- ･熊本市児童館条例
- ･熊本市児童館条例施行規則
- ･熊本市児童館運営審議会規程

【別冊資料】
（別冊1）令和3年度(2021年度）児童館活動報告
（別冊2）令和4年度（2022年度）熊本市児童館利用者アンケート報告書
（参考1）指定管理及び民間児童館運営状況
（参考2）各児童館だより（令和4年（2022年）8月号）

熊本市健康福祉局子ども未来部子ども支援課

令和4年度（2022年度）
熊本市児童館運営審議会委員名簿

規則による区分	委員名	所属団体・役職名
(1) 学識経験者	増淵　千保美	尚絅大学短期大学部 幼児教育学科　教授
	吉津　晶子	熊本学園大学 社会福祉学部　教授
	竹内　博	熊本市青少年健全育成連絡協議会 副会長
	園田　孝信	熊本市保育園連盟　理事
	田上　きみ子	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
(2) 公民館の代表者	田上　勝幸	熊本市地域公民館連絡協議会 副会長
(3) 児童委員	松本　泰子	熊本市民生委員児童委員協議会 理事
(4) 学校長	川上　輝美	熊本市小学校長会 熊本市立桜木小学校　校長
(5) PTAの代表者	川口　葉子	熊本市PTA協議会　常任理事
(6) ボランティアの代表者	川本　浩右	熊本市ボランティア連絡協議会 副会長
(7) 子ども会の代表者	冨田　昌枝	熊本市子ども会育成協議会 理事
(8) 母親クラブの代表者	奥村　栄子	西原公園児童館母親クラブ会長
(9) その他	齊藤　こず枝	市民委員
合計	13名	

令和4年度（2022年度）
熊本市児童館関係課 組織図

熊本市児童館の施設概要一覧

令和4年（2022年）4月1日現在

児童館名	西原公園児童館	託麻児童館	秋津児童館	東部児童館	西部児童館	花園児童館	幸田児童館	南部児童館	清水児童館	龍田児童館
所在地	中央区 九品寺4-24-4	東区 長嶺東7-11-5	東区 秋津3-15-1	東区 錦ケ丘1-1	西区 小島2-7-1	西区 花園5-8-3	南区 幸田2-4-1	南区 南高江6-7-35	北区 清水亀井町14-7	北区 龍田弓削1-1-10
主な併設施設	（西原公園内）	託麻まちづくりセンター	秋津まちづくりセンター	東部まちづくりセンター	西区役所 西部まちづくりセンター	花園まちづくりセンター	幸田まちづくりセンター	南部まちづくりセンター	清水まちづくりセンター	龍田まちづくりセンター
事業開始年月日	昭和53年8月1日	昭和56年5月	昭和60年8月10日	昭和52年9月1日	平成14年4月19日	平成2年8月27日	昭和57年6月	昭和62年7月6日	昭和59年7月10日	昭和54年7月11日
建物概要 構造	鉄筋コンクリート ３階建	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 一部2階建	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 2階建
建物概要 建設費（児童館分含む）	52,585 千円	492,700 千円	529,235 千円	311,552 千円	1,219,869 千円	950,000 千円	470,850 千円	451,115 千円	449,829 千円	323,962 千円
建物概要 敷地面積	846.21 ㎡	6,248.20 ㎡	11,165.53 ㎡	8,002.30 ㎡	10,274.00 ㎡	5,145.00 ㎡	5,578.00 ㎡	8,284.61 ㎡	8.363.26 ㎡	5,380.00 ㎡
建物概要 建物面積	320.86 ㎡	1,900.00 ㎡	1,962.74 ㎡	2,030.14 ㎡	2,200.08 ㎡	1,841.00 ㎡	1,950.94 ㎡	1,917.27 ㎡	1,779.76 ㎡	1,769.00 ㎡
建物概要 総合出張所 区役所	－ ㎡	329.41 ㎡	－ ㎡	255.34 ㎡	294.64 ㎡	－ ㎡	265.49 ㎡	－ ㎡	125.32 ㎡	246.00 ㎡
建物概要 公民館	－ ㎡	894.07 ㎡	1,287.99 ㎡	1,412.31 ㎡	1,592.04 ㎡	1,447.00 ㎡	1,029.61 ㎡	1,413.70 ㎡	1,316.97 ㎡	1,253.00 ㎡
建物概要 その他	－ ㎡	341.52 ㎡	320.61 ㎡	－ ㎡	－ ㎡	96.00 ㎡	277.05 ㎡	204.93 ㎡	－ ㎡	― ㎡
建物概要 児童館	320.86 ㎡	335.00 ㎡	354.14 ㎡	362.49 ㎡	313.40 ㎡	298.00 ㎡	378.79 ㎡	298.64 ㎡	337.47 ㎡	270.00 ㎡
建物概要 遊戯室	53.00 ㎡	145.50 ㎡	149.00 ㎡	128.00 ㎡	143.90 ㎡	150.00 ㎡	146.00 ㎡	153.21 ㎡	138.63 ㎡	130.00 ㎡
建物概要 集会室	74.00 ㎡	－ ㎡	61.00 ㎡	－ ㎡	－ ㎡	54.00 ㎡	－ ㎡	53.43 ㎡	－ ㎡	－ ㎡
建物概要 図書コーナー	45.00 ㎡	17.50 ㎡	20.00 ㎡	18.00 ㎡	20.00 ㎡	16.00 ㎡	19.00 ㎡	19.80 ㎡	16.00 ㎡	14.00 ㎡
建物概要 創作活動室	－ ㎡	58.61 ㎡	－ ㎡	69.00 ㎡	49.80 ㎡	－ ㎡	59.00 ㎡	－ ㎡	60.40 ㎡	42.00 ㎡
建物概要 事務室	11.00 ㎡	21.89 ㎡	85.00 ㎡	23.00 ㎡	18.60 ㎡	78.00 ㎡	24.00 ㎡	18.92 ㎡	22.80 ㎡	22.00 ㎡
建物概要 休養室	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	－ ㎡	― ㎡
建物概要 その他	137.86 ㎡	91.50 ㎡	39.14 ㎡	124.49 ㎡	81.10 ㎡	－ ㎡	130.79 ㎡	53.28 ㎡	99.64 ㎡	62.00 ㎡
担当職員 （内　児童厚生員）	4人 （1人）	3人 （2人）	4人 （2人）	4人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）	3人 （2人）
主な遊具	簡易トランポリン 卓球台	卓球台 大型つみき 三輪車 四輪車	巧技台 滑り台(屋内・外) ブランコ ロッキンパピー	ジャングルジム 馬の乗り物 ままごとセット	巧技台（平均台） 大型つみき すべり台（屋内） アクションジム	大型つみき 巧技台（平均台）	滑り台 （屋内・屋外） 跳び箱 鉄棒	跳び箱 巧技台（平均台）	（屋外）滑り台、鉄棒、砂場、ロープスイング （屋内）滑り台、ログハウス	すべり台 （屋内・屋外） 卓球台・鉄棒 ままごと（ハウス） 大型積み木

令和3年度（2021年度）事業報告 及び 令和4年度（2022年度）事業計画

【運営方針】

1. 児童に健全な遊びを提供し、児童の健康・体力増進と親子のふれあい促進を図る。
2. 児童の多様性や価値観の違いを認識し、個性を尊重する。
3. 児童の優れた能力を見い出し、積極的に伸ばしていく。
4. 集団活動や異年齢児交流の機会を確保し、児童の積極性や協調性を育む。
5. 母親クラブ等の地域組織と連携し、地域ぐるみで児童の育成を支援する体制を築く。
6. 子育ての負担感を軽減するため、子育ての情報提供や情報交換ができる環境をつくる。

児童館行事

季節に応じた行事や地域の特色を活かした催しを実施。（運動会、クリスマス会、季節に応じた行事等）

朝の活動／子育て支援

お誕生会など、幼児とその保護者を対象とした活動で親子の交流や親睦を深めることを目的とした活動を実施するとともに、身体測定や歯の衛生指導など、児童の健康を維持するための行事も取り入れている。

なお、児童館は、子育てほっとステーションとして、地域における子育て支援事業の充実を図り、子どもの遊び方指導、子育て情報の提供及び仲間づくり（サークル支援活動）を行っている。

児童クラブ

主に小学生を対象とし、専門講師の指導により創作や運動などを行っている。年度末には、発表会や合同試合など実施している。（卓球、絵画クラブ等）

地域組織活動（母親クラブ等）

児童の健全な育成を図るため、各児童館の母親クラブ等を中心として、季節行事や研修活動などを行っている。合同でのイベントや会議も年数回、定期的に実施している。

一般利用

児童館の利用者に、自由なあそびの場、交流の場を提供している。また、保護者からの子育ての相談に応じ、情報の提供を行う。児童については、玩具の貸し出しを行い、健全な遊びの提供を行っている。

特別行事

地域の協力を得て、夏祭りや子どもフェスタなどを実施している。

	令和3年度（2021年度）実績			② 令和4年度（2022年度）予定
	利用者数	令和2年度（2020年度）	令和2年度比	
児童館行事	651人	（176人）	369.9%	新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業の制限を行っているが、本市の感染状況により実施可能なものは感染防止対策を図りながら季節感のある行事や地域の特色を活かした催しを実施するよう努める。
朝の活動／子育て支援	2,365人	（1,373人）	172.3%	地域における子育て支援事業を継続し、子どもの遊び方指導、仲間づくり（サークル支援活動）を行い、乳幼児とその保護者を対象として、親子の交流や親同士の親睦を深める活動を実施するよう努める。また、積極的な子育て情報の提供を行う。
児童クラブ	1,870人	（1,178人）	158.7%	感染予防を行いながら、主に小学生を対象に、専門講師の指導により創作や運動などを行う。年度末の発表会等は感染拡大の状況、クラブの実施状況により実施する。
地域組織活動（母親クラブ等）	472人	（544人）	86.8%	児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の自主的な参加を目指し、クリスマス会などの季節行事や、研修活動等の実施を支援する。
一般利用	28,665人	（36,352人）	78.9%	感染予防のため、手洗い、手指消毒、来館者の健康チェック、室内や玩具の消毒を強化し、安全で自由な遊びの場、交流の場の提供を行うとともに子育てに関する相談や情報提供を行う。感染防止を図りながら児童に玩具の貸し出しを行う等、健全な遊びを提供する。
特別行事	77人	（0人）	0%	感染症の状況に応じて、各館ごとの特色を活かした事業の実施に努める。
年間利用者数	34,100人	（**39,623人**）	86.1%	新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を行いながら、児童の遊びの場、子育て支援施設として児童館活動を継続していく。

新型コロナウイルス感染症に関する児童館活動について

これまでの児童館の休館等

令和2年（2020年）	熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認される
2月21日(金)	児童館主催事業を中止又は延期することとした
2月22日(土)	熊本市立の各学校（幼稚園を除く。）臨時休校となる
3月 2日(月)	**まちづくりセンター（公民館）に併設する児童館を臨時休館とする**
3月 4日(水)	**西原公園児童館を臨時休館とする・・・①**
5月22日(金)	国の緊急事態宣言が解除される
6月 1日(月)	熊本市立学校及び幼稚園が再開する
6月 2日(火)	**児童館を再開**
令和３年（2021年）	
４月２５日(日)	熊本市医療非常事態宣言が発令される
４月２８日(水)	**児童館を臨時休館とする・・・②**
６月２９日(火)	児童館を再開
７月３０日(金)	国分科会リスクレベルがステージ３に引き上げられる
８月２日（月）	**児童館を臨時休館とする・・・③**
１０月１日(金)	児童館を再開
１月２１日(金)	まん延防止等重点措置が適用される
１月２１日(金)	**児童館を臨時休館とする・・・④**
３月２３日(水)	児童館を再開
令和４年（2022年）	休館等の実施無し

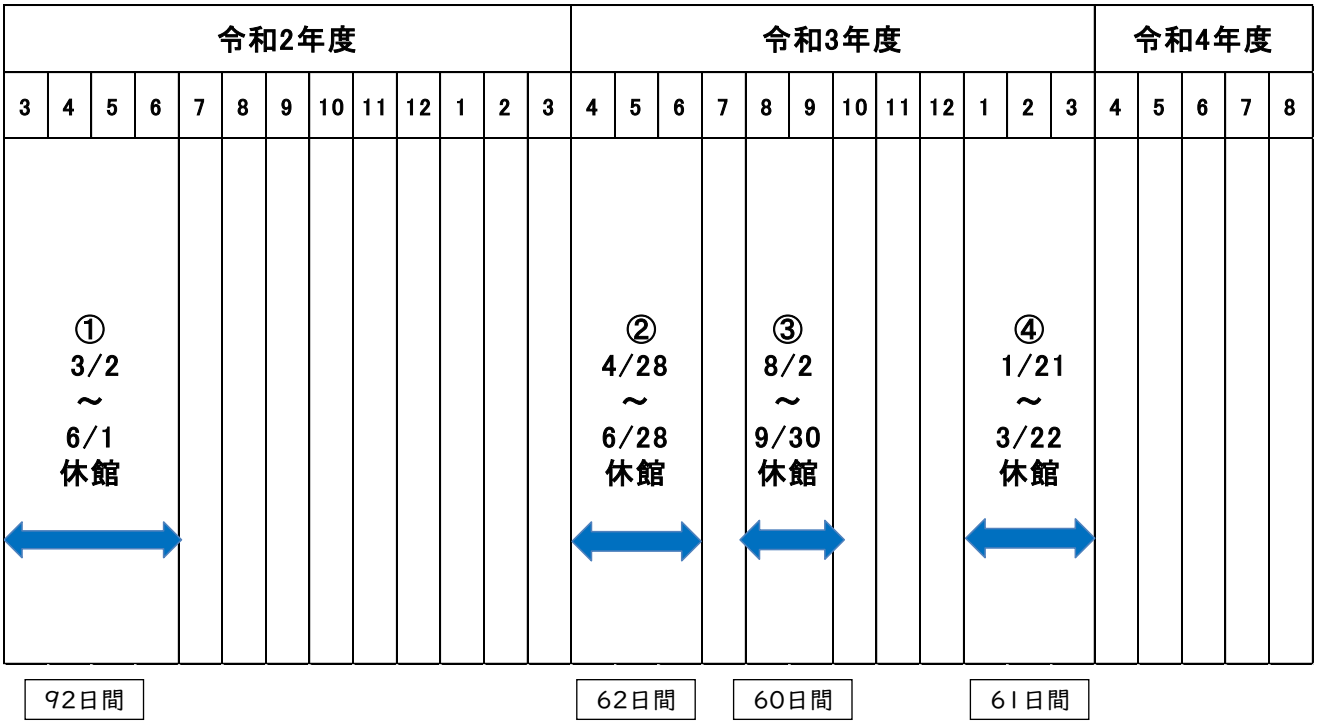

児童館の感染防止対策について

【施設の衛生管理】

（1）換気の実施
　冷暖房の使用に関わらず、定期的
（１時間毎に１０分程度）に換気を行う。
※可能であれば、常時、少しでも開けておく。

（2）消毒の実施
　消毒・清掃の徹底。開館前及び、開館以降、
適宜にドアノブ、手すり、その他室内の
消毒を実施する。

（3）消毒液の設置
　施設出入り口等に消毒液を設置する。

（4）玩具の衛生管理
　一度使用した玩具等はすべて回収し、消毒を行う。
　屋内大型遊具についても、1時間に1回は消毒を行う。
（屋外大型遊具がある施設は、利用があった際に適宜消毒を行う）

●現在も引き続き、健康チェックシートによる来館者の健康状態チェックや、施設、共有物、おもちゃの消毒を徹底して行い、安全な管理運営を行っている。

児童館の備品（遊具）購入について

【令和3年度の取り組み】
森林環境譲与税を活用し、県産（国産）木材を使用した優良な木製遊具等の購入を行った。
（令和3年度購入実績1,107千円）

森林環境譲与税・・・「森林環境譲与税」は、都道府県に対喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制 度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元 (2019)年度から譲与が開始され、市町村やして、私有林人工林面積、林業就業者 数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。
（林野庁ホームページより抜粋）

子ども用ベンチ（幸田児童館）

遊具整理戸棚（南部児童館）

おむつ交換台（花園児童館）

折りたたみテーブル（託麻児童館）

キッチン（南部児童館）

踏み台兼ベンチ（南部児童館、龍田児童館）

クッキングセット、冷蔵庫（南部児童館）

ままごとちゃぶ台（龍田児童館）

児童館の利用状況

【各館の年間利用者数】

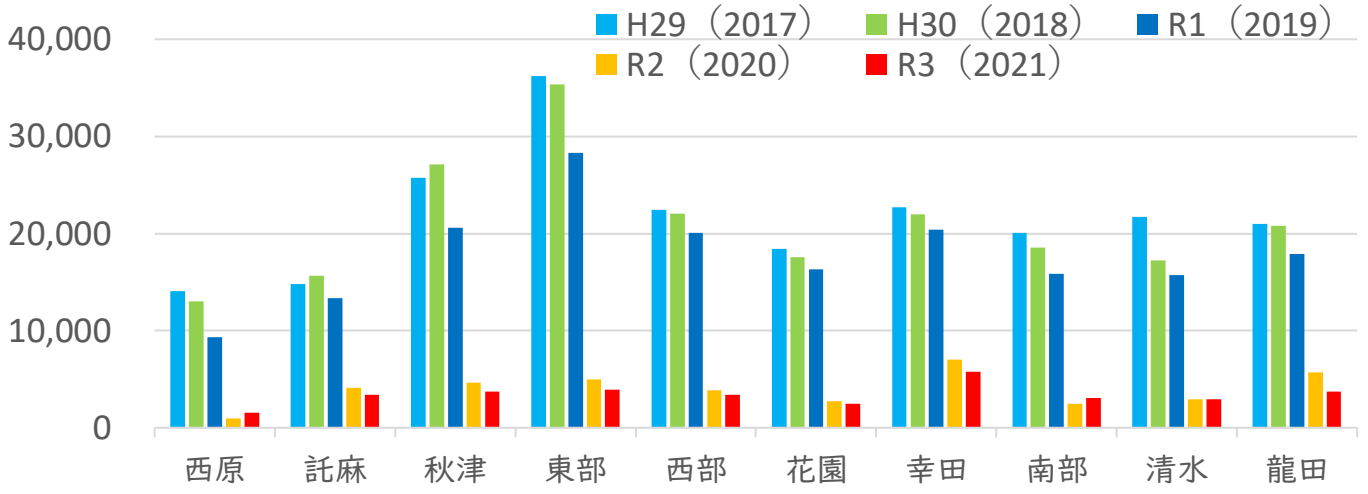

（単位：人）

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H29（2017）	14,070	14,830	25,738	36,200	22,443	18,440	22,699	20,086	21,736	20,972	217,214
H30（2018）	13,031	15,632	27,116	35,361	22,069	17,580	21,976	18,589	17,260	20,782	209,396
R1（2019）	9,360	13,384	20,597	28,285	20,088	16,333	20,408	15,885	15,730	17,884	177,954
R2（2020）	1,006	4,136	4,686	4,965	3,855	2,775	7,011	2,521	2,964	5,704	39,623
R3（2021）	1,586	3,400	3,713	3,922	3,448	2,505	5,779	3,062	2,965	3,720	34,100
前年度比	157.7%	82.2%	79.2%	79.0%	89.4%	90.3%	82.4%	121.5%	100.0%	65.2%	86.1%

【各館の1日あたりの平均利用者数】

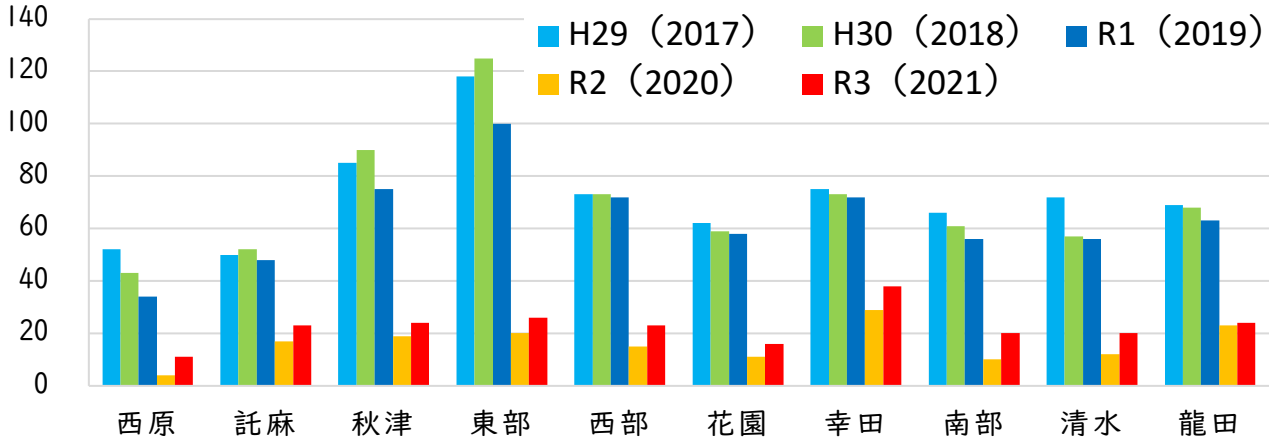

（単位：人）

年度	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
H29（2017）	52	50	85	118	73	62	75	66	72	69	722
H30（2018）	43	52	90	125	73	59	73	61	57	68	701
R1（2019）	34	48	75	100	72	58	72	56	56	63	634
R2（2020）	4	17	19	20	15	11	29	10	12	23	160
R3（2021）	11	23	24	26	23	16	38	20	20	24	225
前年度比	275.0%	135.3%	126.3%	130.0%	153.3%	145.5%	131.0%	200.0%	166.7%	104.3%	140.6%

【月別利用状況】

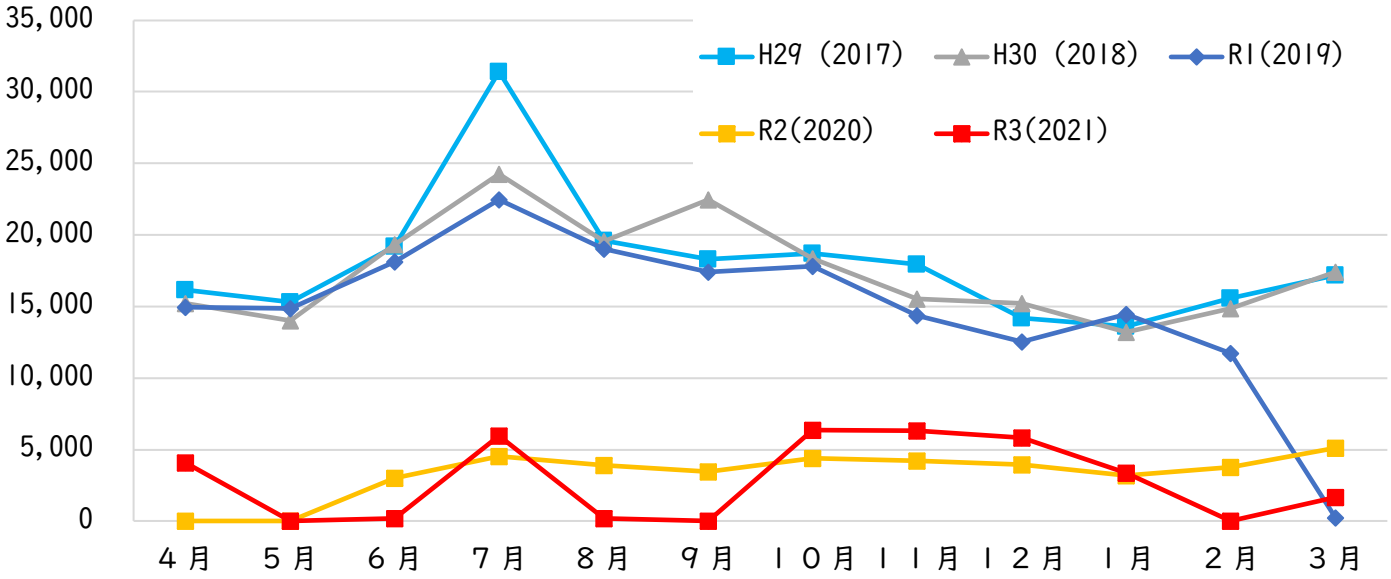

（単位：人）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
H29(2017)	16,167	15,302	19,217	31,421	19,615	18,281	18,714	17,943	14,197	13,625	15,564	17,168	217,214
H30(2018)	15,230	14,023	19,334	24,271	19,557	22,446	18,365	15,512	15,206	13,197	14,852	17,403	209,396
R1(2019)	14,951	14,882	18,140	22,478	19,000	17,418	17,802	14,361	12,525	14,463	11,709	225	177,954
R2(2020)	0	0	3,034	4,532	3,929	3,440	4,420	4,229	3,961	3,180	3,767	5,131	39,623
R3(2021)	4,088	0	214	5,985	197	0	6,374	6,337	5,842	3,384	0	1,679	34,100
前年度比	ー	ー	7.1%	132.1%	5.0%	0.0%	144.2%	149.8%	147.5%	106.4%	0.0%	32.7%	86.1%

【事業別利用者数】

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
児童館行事	0	166	0	0	0	0	198	184	89	14	651
朝の活動/子育て支援	278	172	283	291	185	276	9	172	231	468	2,365
児童クラブ	568	0	0	231	233	0	155	352	181	150	1,870
地域組織活動（母親クラブ等）	0	0	0	68	6	0	0	0	74	324	472
一般利用	740	3,062	3,430	3,332	3,024	2,161	5,417	2,354	2,390	2,755	28,665
特別行事参加者数	0	0	0	0	0	68	0	0	0	9	77
合計	1,586	3,400	3,713	3,922	3,448	2,505	5,779	3,062	2,965	3,720	34,100

【事業別利用者数（年度比較）】

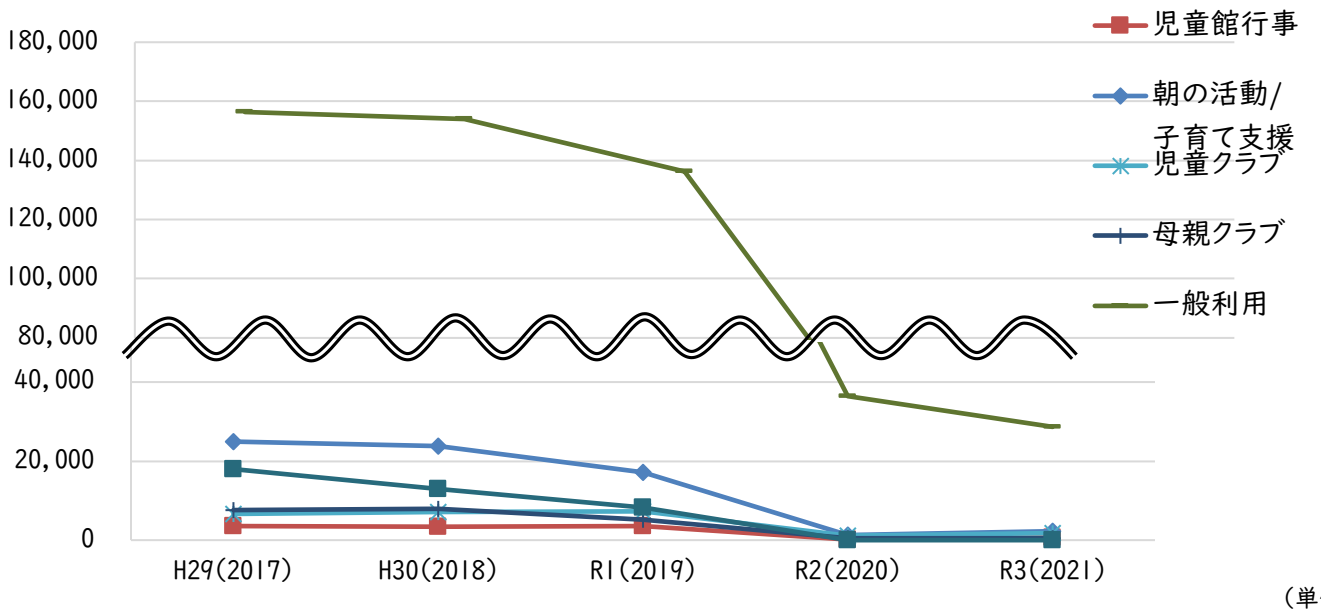

（単位：人）

	児童館行事	朝の活動/子育て支援	児童クラブ	母親クラブ	一般利用	特別行事	合計
H29(2017)	3,556	24,865	6,751	7,630	156,443	17,969	217,214
H30(2018)	3,384	23,787	7,183	8,021	154,062	12,959	209,396
R1(2019)	3,677	17,112	7,293	5,282	136,282	8,308	177,954
R2(2020)	176	1,373	1,178	544	36,352	0	39,623
R3(2021)	651	2,365	1,870	472	28,665	77	34,100
前年度比	369.9%	172.3%	158.7%	86.8%	78.9%	―	86.1%

【児童館登録者数】

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R3合計	R2合計
小学生	63	125	143	174	121	149	155	193	184	168	1,475	1,684
幼児	171	394	446	490	570	278	514	290	397	310	3,860	3,946
合　　計	234	519	589	664	691	427	669	483	581	478	5,335	5,630

【年代別利用状況】

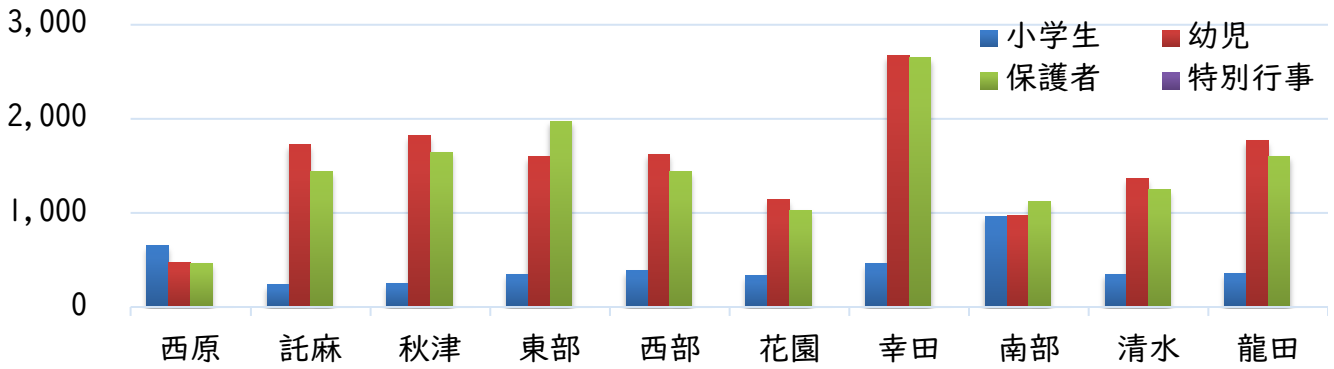

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R3合計	R2合計
小学生	648	231	251	350	386	332	457	964	351	354	4,324	4,362
幼児	475	1,728	1,820	1,595	1,621	1,142	2,674	979	1,364	1,766	15,164	18,199
保護者	463	1,441	1,642	1,977	1,441	1,031	2,648	1,119	1,250	1,600	14,612	17,062
特別行事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	1,586	3,400	3,713	3,922	3,448	2,505	5,779	3,062	2,965	3,720	34,100	39,623

【学年別利用状況】

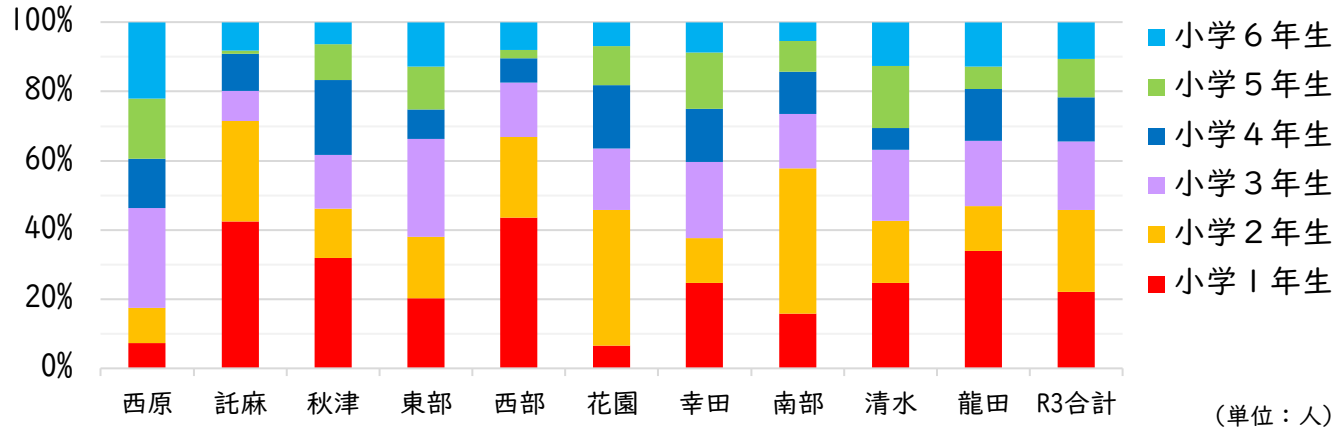

（単位：人）

	西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	R3合計	R2合計
小学１年生	48	98	80	71	168	22	113	152	87	120	959	835
小学２年生	66	67	36	62	90	130	59	405	63	46	1,024	945
小学３年生	186	20	39	99	61	59	101	151	72	67	855	742
小学４年生	92	25	54	30	27	61	70	118	22	53	552	715
小学５年生	113	2	26	43	9	37	74	85	63	23	475	577
小学６年生	143	19	16	45	31	23	40	53	44	45	459	548
小学生計	648	231	251	350	386	332	457	964	351	354	4,324	4,362

【地域の小学校の児童数及び小学生の登録状況】

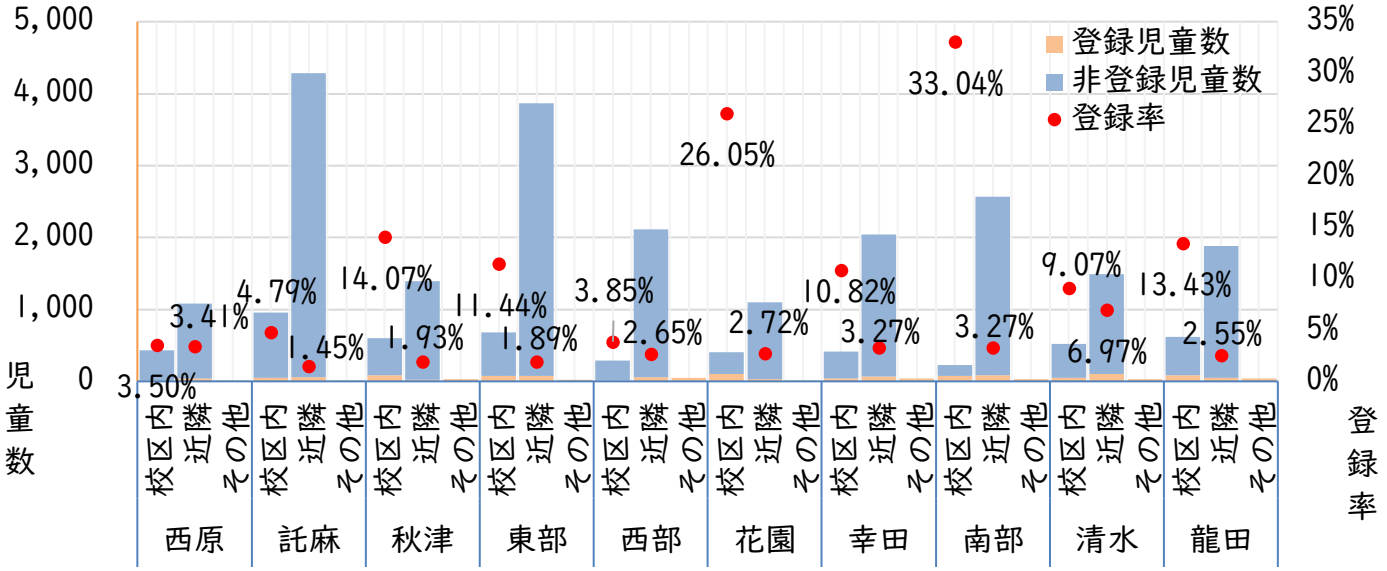

※登録児童数　：児童館に登録している児童数
　非登録児童数：児童館に登録していない児童数（児童数-登録児童数）
　登録率　　：小学校の児童数に占める児童館登録者の割合（登録者数÷児童数）

※校区内：児童館所在地校区の小学校
　近　隣：児童館の近隣小学校
　その他：その他の小学校区

【小学生の利用状況】

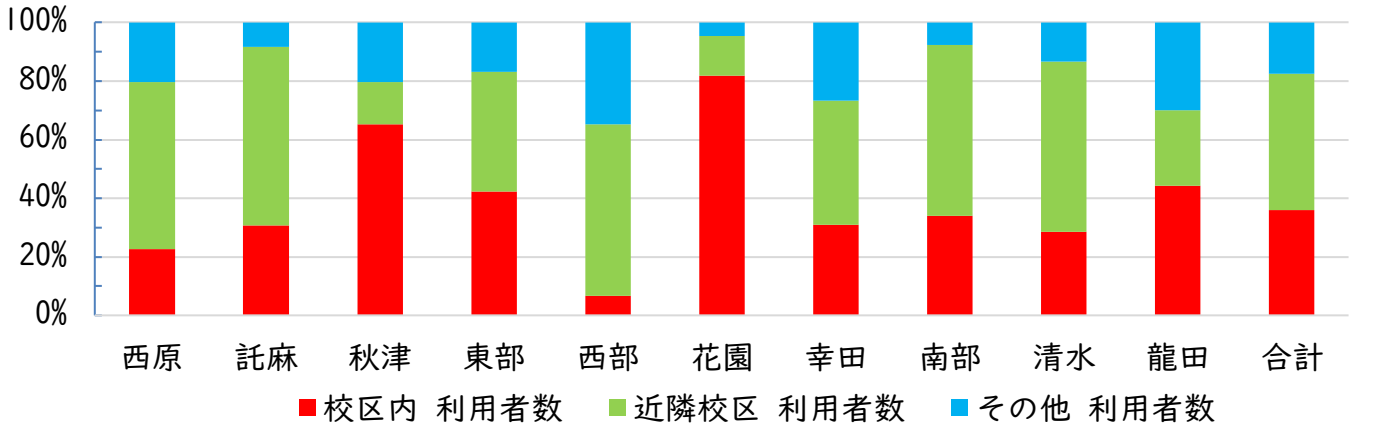

R3		西原	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	合計
校区内	児童数	429	961	604	682	286	403	416	227	518	618	5,144
	登録者数	15	46	85	78	11	105	45	75	47	83	590
	登録率	3.5%	4.8%	14.1%	11.4%	3.9%	26.1%	10.8%	33.0%	9.1%	13.4%	11.5%
	利用者数	147	71	164	148	26	272	142	328	100	157	1,555
近隣校区	児童数	1,085	4,283	1,396	3,864	2,117	1,101	2,047	2,566	1,493	1,880	21,832
	登録者数	37	62	27	73	56	30	67	84	104	48	588
	登録率	3.4%	1.4%	1.9%	1.9%	2.6%	2.7%	3.3%	3.3%	7.0%	2.6%	2.7%
	利用者数	369	141	36	143	226	45	193	563	204	91	2,011
その他	登録者数	11	17	31	23	54	14	43	34	33	37	297
	利用者数	132	19	51	59	134	15	122	73	47	106	758

【小学生の校区別登録及び利用者数】

		校区内	近隣校区							計	その他
西原	学校名	白川	本荘	春竹	白山						
	児童数	429	60	491	534					1,085	
	登録者数	15	8	9	20					37	11
	登録率	3.5%	13.3%	1.8%	3.7%					3.4%	
	利用者数	147	48	188	133					369	132
託麻	学校名	託麻南	西原	託麻東	託麻西	託麻北	長嶺				
	児童数	961	657	1,251	852	514	1,009			4,283	
	登録者数	46	5	16	15	12	14			62	17
	登録率	4.8%	0.8%	1.3%	1.8%	2.3%	1.4%			1.4%	
	利用者数	71	7	38	25	22	49			141	19
秋津	学校名	秋津	若葉	桜木	桜木東						
	児童数	604	391	444	561					1,396	
	登録者数	85	7	14	6					27	31
	登録率	14.1%	1.8%	3.2%	1.1%					1.9%	
	利用者数	164	9	17	10					36	51
東部	学校名	尾ノ上	健軍	泉ヶ丘	画図	東町	健軍東	月出	山ノ内		
	児童数	682	601	403	998	588	255	441	578	3,864	
	登録者数	78	26	2	13	16	8	2	6	73	23
	登録率	11.4%	4.3%	0.5%	1.3%	2.7%	3.1%	0.5%	1.0%	1.9%	
	利用者数	148	70	7	19	21	9	1	16	143	59
西部	学校名	小島	城山	池上	中島	高橋	白坪	春日	古町		
	児童数	286	685	243	256	99	427	285	122	2,117	
	登録者数	11	33	5	2	0	8	8	0	56	54
	登録率	3.8%	4.8%	2.1%	0.8%	0.0%	1.9%	2.8%	0.0%	2.6%	
	利用者数	26	114	21	5	7	35	44	0	226	134
花園	学校名	花園	城西	池田							
	児童数	403	667	434						1,101	
	登録者数	105	5	25						30	14
	登録率	26.1%	0.7%	5.8%						2.7%	
	利用者数	272	5	40						45	15

		校区内	近隣校区							計	その他
幸田	学校名	田迎	御幸	田迎南	田迎西						
	児童数	416	647	827	573					2,047	
	登録者数	45	27	14	26					67	43
	登録率	10.8%	4.2%	1.7%	4.5%					3.3%	
	利用者数	142	83	33	77					193	122
南部	学校名	城南	日吉	川尻	力合	日吉東	力合西				
	児童数	227	353	488	529	491	705			2,566	
	登録者数	75	5	42	10	13	14			84	34
	登録率	33.0%	1.4%	8.6%	1.9%	2.6%	2.0%			3.3%	
	利用者数	328	21	290	58	94	100			563	73
清水	学校名	清水	城北	高平台	麻生田						
	児童数	518	415	649	429					1,493	
	登録者数	47	50	41	13					104	33
	登録率	9.1%	12.0%	6.3%	3.0%					7.0%	
	利用者数	100	79	98	27					204	47
龍田	学校名	龍田	龍田西	楠	武蔵	弓削	楡木				
	児童数	618	481	243	379	260	517			1,880	
	登録者数	83	7	4	20	8	9			48	37
	登録率	13.4%	1.5%	1.6%	5.3%	3.1%	1.7%			2.6%	
	利用者数	157	14	14	41	12	10			91	106
合計	児童数	5,144								21,832	
	登録者数	590								588	297
	登録率	11.5%								2.7%	
	利用者数	1,555								2,011	758

児童館年間行事（令和4年（2022年）7月１日時点）

（※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止した行事

		令和4年度（2022年度）予定	令和3年度（2021年度）実績
西原公園児童館	児童館行事	七夕まつり	七夕まつり
		ハロウィンパーティー	ハロウィンパーティー
		クリスマス会	クリスマス会
		ひな祭り	ひな祭り
	朝の活動	毎月のカレンダー製作	毎月のカレンダー製作
		七夕まつり	お誕生会
		ハロウィンパーティー	七夕まつり
		クリスマス会	運動会ごっこ
		絵本の読み聞かせ	公園探検
		親子の交流、親同士の親睦（子育てトーク）	ハロウィンパーティー
		子どもの誤飲事故防止教室	クリスマス会
		歯の衛生指導教室	活動アルバム製作
		交通安全教室	（※）交通安全教室
		消防、避難訓練	（※）消防、避難訓練
	地域組織活動	新型コロナウィルス感染拡大防止徹底のため活動予定なし	新型コロナウィルス感染拡大防止徹底のため活動予定なし
託麻児童館	児童館行事	親子茶道体験	トランポリン教室
		親子３B体操	親子トランポリンあそび
		身体をつかった親子遊び	とびばこ教室
		親子でリトミック	身体をつかった親子遊び
		和菓子作り	救急法体験会
		トランポリン教室	ドナルド先生のふれあい遊び
		とびばこ教室	親子でリトミック
		なわとび教室	（※）ドナルド先生の基礎運動講座
		親子パン教室	（※）親子3B体操
		ショコラケーキづくり	（※）こどもビクス
	朝の活動	こいのぼり製作	七夕かざり
		しゃぼんだまあそび	カレンダー製作
		手作りおもちゃ製作	大きなブロックで遊ぼう！
		手作りうちわ製作	水遊びの玩具づくり
		ハロウィンパーティー	大きなキャンバスに絵を描こう！
		風船あそび！	ハロウィン製作
		手型足型アート	サーキット遊び！
		乗り物であそぼう！	小麦粉粘土で遊ぼう！
		クリスマスリース製作	大きなブロックで遊ぼう！
		音楽あそび	年賀状づくり
	地域組織活動	＊活動再開を目指し、自主サークルを立ち上げている。	コロナウイスル感染拡大により発足できなかった。

		令和4年度（2022年度）予定	令和3年度（2021年度）実績
秋津児童館	児童館行事	絵本読み聞かせ	親子ふれあい遊び
		走り方教室	ミニクリスマス会
		元気スポーツ教室	（※）絵本読み聞かせ
		プラ板ストラップ作り	（※）節分豆まき会
		リ・グラスアート	（※）ベビーマッサージ
		バルーンアート教室	（※）鉄棒・とび箱教室
		親子ふれあい遊び	（※）親子うんどう遊び
		親子うんどう遊び	（※）子育て座談会
		クリスマス会	
		節分豆まき会	
	朝の活動	体操・手遊び・絵本の読み聞かせ	体操・手遊び・絵本の読み聞かせ
		せいさく(季節の制作・壁面飾りなど)	せいさく(季節の制作・壁面飾りなど)
		おはなし会	おはなし会
		身体測定	身体測定
		お誕生会	お誕生会
		手作りおもちゃ作り・小麦粉粘土遊び	砂場あそび
		うんどう遊び・ふれあい遊び	（※）運動会ごっこ
		戸外活動(砂場あそび、おさんぽなど)	（※）救急法指導教室
		運動会ごっこ	（※）歯科指導教室
		救急法指導教室・歯科指導教室	
	地域組織活動	（※）児童館夏祭り	（※）児童館夏祭り
東部児童館	児童館行事	スポーツクラブ	（※）パンを作ろう
		夏休み工作教室	夏休み工作教室
		夏休み絵画教室	親子プログラミング教室
		食育の話	スポーツクラブ
		逆上がり教室	アートクラブ
		トランポリン教室	（※）クッキー作り
		跳び箱教室	走り方教室
		縄跳び教室	縄跳び教室
		作って遊ぼう（木のおもちゃ）	親子門松つくり
	朝の活動	救急法指導	(※)救急法
		食育の話	(※)歯科指導
		避難訓練	(※)食育の話
		運動遊び	保健師さんの話
		３Ｂ体操	(※)栄養士さんの話
		親子リズム体操	避難訓練
		うさぎタイム	３Ｂ体操
			親子運動遊び
	地域組織活動	親子クリスマスコンサート	クリスマスコンサート
		子育て講話・親子遊び	子育て講話・親子遊び

		令和4年度（2022年度）予定	令和3年度（2021年度）実績
西部児童館	児童館行事	児童クラブ	児童クラブ
		ベビーマッサージ	ベビーマッサージ
		大津山先生と遊ぼう	大津山先生と遊ぼう
		乳幼児の運動遊び	(※)環境教室
		歯磨き教室	（※）交通安全教室
		乳幼児の栄養教室	（※）歯磨き教室
		親子プログラミング教室	乳幼児の栄養教室
			（※）オープンEnglish
			（※）さかあがり教室
	朝の活動	毎月お誕生日会・身体測定	（※）毎月お誕生日会・身体測定
		親子ふれあい遊び	絵本の読み聞かせ
		シャボン玉遊び	シャボン玉遊び
		シール遊び	（※）シール遊び
		ハロウィン制作	（※）ハロウィンの衣装作り・ハロウィン会
		もしもの時に役立つ救急法	（※）クリスマス飾り作り・クリスマス会
			（※）豆まき会
			（※）もしもの時に役立つ救急法
	地域組織活動	お見知り遠足	（※）トーキングカフェ
		ベビーダンス	（※）茶話会
		ママ・パパ教室	（※）親子リトミック
		親子リトミック	（※）親子ヨガ
		ハロウィン衣装作り	長寿の里プレゼント作り、訪問
		運動会	（※）パパママ教室
		秋の遠足	（※）お別れ会
		クリスマス会	
		お別れ会	
花園児童館	児童館行事	水鉄砲づくり	（※）水鉄砲づくり
		スライムづくり	（※）スライムづくり
		プログラミング	プログラミング
		トランポリン教室	トランポリン教室
		ミニミニうんどうかい	（※）花園こどもフェスタ
		クリスマスリースづくり	（※）ミニミニうんどうかい
		リグラスアート	（※）クリスマスリースづくり
		クリスマス会	（※）リグラスアート
		豆まき会	クリスマス会
			（※）豆まき会
	朝の活動	しゃぼん玉	しゃぼん玉
		パネルシアター	パネルシアター
		お祭りごっこ	（※）お祭りごっこ
		リトミック	（※）リトミック
		感触あそび（小麦粉）	（※）音楽あそび
		大型絵本を楽しもう	（※）運動あそび
		お誕生会	（※）感触あそび
		手・足型アート	大型絵本を楽しもう
		おはなし会	
	地域組織活動	活動再開を目指している	母親クラブが発足できなかった。

		令和4年度（2022年度）予定	令和3年度（2021年度）実績
幸田児童館	児童館行事	トイレトレーニング	（※）トイレトレーニング
		作ってあそぼう	作ってあそぼう
		親子でリトミック	親子でリトミック
		ベビー＆キッズマッサージ	運動あそび
		運動あそび	救急法（ＡＥＤ講習）
		おはなし会	おはなしたまてばこ（２回）
		救急法（ＡＥＤ講習）	しめなわをつくろう
		クリスマスリースをつくろう	クリスマス会
		クリスマス会	（※）豆まき会
		豆まき会	
	朝の活動	はじめましての会	（※）はじめましての会
		栄養士さんの話	（※）栄養士さんの話
		カレンダーづくり（毎月）	（※）クレヨンであそぼう
		歯科教室	（※）フープをつかってあそぼう
		クレヨンであそぼう	（※）おかあさんといっしょ
		親子ふれあいあそび	（※）ボーリングをしてあそぼう
		おしゃべりルーム～子育てについて～	大きなつみきであそぼう
		体をつかってあそぼう	ゆらゆらサンタをつくろう
		新聞紙であそぼう	（※）豆まき会
		フープをつかってあそぼう	（※）おひな様づくり
	地域組織活動	活動再開を目指している	母親クラブが発足できなかった。
南部児童館	児童館行事	歯科相談会（歯の話）	歯科相談会（歯の話）
		栄養相談会（乳幼児の栄養について）	栄養相談会（乳幼児の栄養について）
		子育てサロン	（※）夏まつり
		リ・グラスアートでプレゼント作り	子育てサロン（10、12月の２回のみ実施）
		芋ほり	リ・グラスアートでプレゼント作り
		クリスマス会	（※）芋ほり
		豆まき	（※）肥後ちょんかけごま教室
			クリスマス会（内容変更のうえ実施）
			（※）豆まき
	朝の活動	（※）はじめまして、こんにちは	（※）はじめまして、こんにちは
		こいのぼりを作ろう（製作キットにて実施）	こいのぼりを作ろう（製作キットにて実施）
		おはなし会	（※）おはなし会
		身体測定	身体測定
		たなばた飾り	（※）たなばた飾り
		運動会	（※）運動会
		落ち葉拾いに出かけよう	落ち葉拾いに出かけよう
		手作りおもちゃで遊ぼう	手作りおもちゃで遊ぼう（製作キット）
		お正月遊び	（※）お正月遊び
		お別れ会	（※）お別れ会
	地域組織活動	ママ・パパ講座(3B体操ほか)	母親クラブが発足できなかった。
		救急法	
		ミルク牧場で遊ぼう！	
		水遊びに行こう！	
		もちつき会	
		豆まき	

		令和4年度（2022年度）予定	令和3年度（2021年度）実績
清水児童館	児童館行事	誕生会（３ヶ月ごと）	親子リトミック
		七夕会	（※）親子ふれあい体操
		運動会	歯科指導
		クリスマス会	（※）誕生会（３ヶ月ごと）
		豆まき	七夕会
		交通安全教室	運動会
		お正月遊び	クリスマス会
		歯科指導	交通安全教室
		ベビーマッサージ	（※）節分「豆まき会」
		親子イングリッシュ	ベビーマッサージ
	朝の活動	はじめましての会	（※）こいのぼり作り
		しゃぼん玉遊び	しゃぼん玉遊び
		すくすく身体測定	すくすく身体測定
		運動会ごっこ	（※）消防署訪問とプレゼント作り
		月の制作	七夕飾り作り
		お話会	月の壁面作り
		親子ふれあい遊び	（※）クリスマスカード作り
		パネルシアターを楽しもう	お話会
		災害安全訓練	災害安全訓練
		消防署へ行こう	（※）ひな人形制作
	地域組織活動	はじめましての会	はじめましての会
		おみしり遠足	（※）花壇に花を植えよう
		スタンプ遊び	（※）遊具点検
		水遊び	しゃぼん玉遊び
		ハロウィンを楽しもう	（※）救急法（ＡＥＤ講習会）
		大掃除	運動会
		クリスマスツリー飾り付け	七夕会（児童館と共催）
		お正月遊び	ハロウィンを楽しもう
		親子体操	クリスマスツリー飾り付け
		お別れ会	（※）人形劇
龍田児童館	児童館行事	おはなし会	救急法
		救急法	交通安全教室
		交通安全教室	子育てサロン「ベビーオイルマッサージ」
		子育てサロン「ベビーオイルマッサージ」	子育てサロン「おはなし会」
		子育てサロン「ZUMBA®ゴールド～親子～」	子育てサロン「親子３B体操」
		子育てサロン「親子３B体操」	（※）子育てサロン「親子ズンバゴールド」
		子育てサロン「親子おはなし会」	（※）豆まき会
		子育てサロン「親子コンサート」	
		豆まき会	
	朝の活動	身体測定・安全訓練	身体測定・安全訓練
		公民館探検	絵本の日
		絵本の日	歯と食事について
		せいさくの日	おうちで作ろう
		楽器遊び	うんどうかいごっこ
		ふれあいあそび	ふれあいあそび
		歯と食事について	公園に行こう
		うんどうかいごっこ	こま作り
		戸外遊び	（※）ひなかざりを作ろう
		公園に行こう	（※）誕生会
		お正月あそび	
	地域組織活動	お見知り会・人形劇	（※）人形劇・お見知り遠足
		七夕飾りを作ろう	お見知り会・おはなし会
		敬老のプレゼント作り	（※）敬老の日プレゼント作り
		芋ほり	芋ほり
		わんぱく運動会	わんぱく運動会
		動物園遠足	動物園遠足
		クリスマスリース作り	クリスマスリース作り
		ステージイベント	乳幼児ママパパ教室
		みかん狩り	クリスマス会
		乳幼児ママパパ教室	（※）バレンタイン制作
		クリスマス会	（※）お楽しみ会
		バレンタイン制作	
		お楽しみ会	

児童クラブの活動【令和3年度（2021年度）実績】

（※）新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止したクラブ

児童館	令和3年度（2021年度）実績										
	クラブ名	対象者（学年）	実施			受付方法			定員数	申込数	倍率
			実施月	曜日	回数	受付期間	申込方法	決定方法			
西原公園児童館	珠算クラブ(※)一部	小学3～6年生	4月～2月 8月を除く	土	19	2/1～2/16	はがき	抽選	20	16	－
	書道クラブ①(※)一部	小学3～6年生	4月～2月 8月を除く	土	19	2/1～2/16	はがき	抽選	20	13	－
	書道クラブ②(※)一部	小学3～6年生	4月～2月 8月を除く	土	19	2/1～2/16	はがき	抽選	20	12	－
	硬筆クラブ(※)一部	小学1～2年生	4月～2月 8月を除く	日	17	2/1～2/16	はがき	抽選	20	10	－
	卓球クラブ(※)一部	小学3～6年生	4月～2月 8月を除く	土	5	2/1～2/16	はがき	抽選	20	7	－
秋津児童館	(※)運動あそびクラブ①	年長～小学生	６月	土	2	４～５月	窓口 往復はがき	抽選	10	－	－
	(※)運動あそびクラブ②	年長～小学生	９月	土	2	７～８月	窓口 往復はがき	抽選	10	－	－
	(※)絵画造形　クラブ	小学１～３年生	１～２月	土	6	11～12	窓口 往復はがき	抽選	8	10	1.3
東部児童館	スポーツクラブ(※)一部	小学生	5～7月	土	5回	4/1～4/23	電子、窓口 往復はがき	抽選	30	27	0.9
	夏休み工作教室	小学生	7月31日	土	1	6/24～7/8	電子、窓口 往復はがき	抽選	14	16	1.1
	親子プログラミング教室	小学１～3年生	8月1日	日	1	7/1～7/15	電子、窓口 往復はがき	抽選	10	9	0.9
	アートクラブ	小学１～3年生	9～2月	土	6	8/5～8/26	電子、窓口 往復はがき	抽選	8	7	0.9
	走り方教室	小学１～3年生	10月	土	2	9/2～9/16	電子、窓口 往復はがき	抽選	30	7	0.4
	縄跳び教室	小学１～3年生	11月	土	2	10/7～10/21	電子、窓口 往復はがき	抽選	30	14	0.5
	親子門松づくり	小学生	12月	土	1	11/11～11/25	電子、窓口 往復はがき	抽選	16	17	1.1
	(※)クッキー作り	小学生	2月	土	1	１月	電子、窓口 往復はがき	抽選	6	－	－
西部児童館	アートクラブ	小学生	9月～12月	日	7	7/18～8/18	窓口	先着順	14	14	－
	キッズ体操	小学1～３年生	9月～12月	日	7	7/18～8/18	窓口	先着順	20	17	－
	(※)ヒップホップダンス	小学生	1月～2月	日	7	未定	窓口	先着順	20	－	－
花園児童館	(※)トランポリン教室	小学生	9月	土	2回	9/1～9/19	窓口、電話	先着順	12	－	－
	(※)先生とあそぼう	小学生	10月	土	2回	10/1～10/17	窓口、電話	先着順	20	－	－
	(※)クリスマスリースづくり	小学生	11月	土	1回	11/2～11/21	窓口、電話	先着順	10	－	－
	(※)リグラスアート	小学生	12月	土	1回	12/1～12/19	窓口、電話	先着順	10	－	－
	プログラミング教室	小学1～3年生	12月	日	1回	11/9～11/28	窓口、電話	先着順	20	6	3.3
幸田児童館	絵画・造形	小学1～4年生	7月～12月	土	6回	4/1～4/22	窓口、電話	抽選	8人	9人	1.1
	硬筆	小学生	7月～1月	土	5回	4/1～4/22	窓口、電話	抽選	8人	5人	0.6
南部児童館	絵画造形クラブ	小学生	９月～12月	土	7	4/1～4/13	往復ﾊｶﾞｷ、窓口	抽選	8	12	1.5
	南部ジュニア卓球クラブ	小学生	7月～R４年３月	土	4	4/1～4/13	往復ﾊｶﾞｷ、窓口	抽選	12	12	1
	南部ジュニア体操クラブ	小学生	9月～12月	土	7	7/23～8/18	HPまたはQRコード	抽選	16	21	1.3
清水児童館	絵画・造形クラブ	小学生	７月・10月	日	4	4/8～6/11	窓口	抽選	8	8	1.0
	ヒップホップダンスクラブ	小学生	７月・10月 11月・12月	土	6	5/7～6/18	窓口	抽選	20	16	0.8
	体操 クラブ	小学生	12月・3月	土	6	11/2～11/30	窓口	抽選	8	10	1.3
龍田児童館	絵画造形クラブ (※)一部	１～４年生	7月～10月	土	5	3/12～4/16	往復はがき	抽選	8	11	1、4
	総合うんどうクラブ (※)一部	小学生	7月～10月	土	4	3/12～4/16	往復はがき	抽選	12	13	1、1
	卓球クラブ	小学生	9月～12月	土	5	3/12～4/16	往復はがき	抽選	10	10	1、0
	(※)万華鏡作り	小学生	８月	水	1	7/8～定員数まで	電話	先着	10	10	1、0

【令和4年度（2022年度）予定】

児童館	令和4年度（2022年度）予定										
	クラブ名	対象者（学年）	実施			受付方法			定員数	申込数	倍率
			実施月	曜日	回数	受付期間	申込方法	決定方法			
西原公園児童館	珠算クラブ	小学3年～6年生	毎月/5～7月 毎月/10～１月	土	前期9 後期16	4/19～30 8/23～9/6	電話	先着順	前期15 後期15	前期7	－
	書道クラブ①	小学3年～6年生	毎月/5～7月 毎月/10～１月	土	前期7 後期12	4/19～30 8/23～9/6	電話	先着順	前期15 後期15	前期11	－
	書道クラブ②	小学3年～6年生	毎月/5～7月 毎月/10～１月	土	前期7 後期12	4/19～30 8/23～9/6	電話	先着順	前期15 後期15	前期4	－
	硬筆クラブ	小学1年～2年生	毎月/5～7月 毎月/10～１月	土	前期2 後期4	4/19～30 8/23～9/6	電話	先着順	前期15 後期15	前期13	－
託麻児童館	運動クラブ 運動の基礎つくり	小学1年～2年生	5.6.7.9月	土	４回	約１０週	窓口 往復はがき	抽選	16	5	0.3
秋津児童館	運動遊びクラブ	年長～小学生	9～11月	土	5	８～９月	窓口 往復はがき	抽選	16	－	－
	絵画造形クラブ	小学１年～３年生	1月～2月	土	5	１１～１２月	窓口 往復はがき	抽選	10	－	－
東部児童館	スポーツクラブ	小学生	5月・6月	土	2	4/1～4/17	電子、窓口 往復はがき	抽選	30	9	0.3
	夏休み工作教室	小学生	７月	土	1	7/1～7/15	電子、窓口 往復はがき	抽選	20	11	0.6
	夏休み絵画教室	小学生	８月	日	1	8/2～8/10	電子、窓口 往復はがき	抽選	8	－	－
	逆上がり教室	小学生	９月	土	1	8月予定	電子、窓口 往復はがき	抽選	14	－	－
	トランポリン教室	年長児～ 小学２年生	10月	土	1	9月予定	電子、窓口 往復はがき	抽選	16	－	－
	跳び箱教室	小学生	11月	土	1	10月予定	電子、窓口 往復はがき	抽選	16	－	－
	縄跳び教室	小学生	12月	土	1	11月予定	電子、窓口 往復はがき	抽選	16	－	－
	作って遊ぼう （木のおもちゃ）	小学生	１月	土	1	12月予定	電子、窓口 往復はがき	抽選	20	－	－
西部児童館	アートクラブ	小学生	6月～9月	日	7	4/1～5/7	窓口、 往復はがき	抽選	14	－	－
	キッズ体操	小学1年～３年生	9月～12月	日	7	7/1～8/27	窓口、 往復はがき	抽選	20	－	－
	ヒップホップダンス	小学生	1月～3月	日	7	11/1～12/10	窓口、 往復はがき	抽選	20	－	－
花園児童館	スライムであそぼう	小学生	5月	土	2回	4/12～5/13	窓口、電話	先着順	10	9	0.9
	トランポリン教室	小学生	7月	土	2回	6/14～7/8	窓口、電話	先着順	10	10	1.0
	リグラスアート	小学生	11月	土	2回	10月予定	窓口、電話	先着順	10	-	-
	しめなわづくり	小学生	12月	土	2回	11月予定	窓口、電話	先着順	10	-	-
幸田児童館	絵画・造形	小学1年～4年生	6月～12月	土	7回	4/1～4/22	窓口 往復はがき	抽選	10	25	2.5
	硬筆	小学生	6月～12月	土	7回	4/1～4/22	窓口 往復はがき	抽選	10	25	2.5
南部児童館	絵画造形クラブ	小学生	５月～12月	土	7	4/1～4/20	HPまたは QRコード	抽選	8	24	3.0
	南部ジュニア運動クラブ	小学生	５月～８月	土	7	4/1～4/20	HPまたは QRコード	抽選	16	42	2.6
	南部ジュニア体操クラブ	小学生	9月～12月	土	7	8/2～8/21	HPまたは QRコード	抽選	16	－	－
清水児童館	絵画・造形クラブ	小学生	７月	日	4	4/19～6/10	窓口	抽選	8	8	1.0
	走り方教室	小学生	７月	土	2	4/26～6/17	窓口	抽選	20	20	1.0
	ヒップホップダンスクラブ	小学生	9月～11月	土	2	4/26～6/17	窓口	抽選	20	－	－
	逆上がり教室	小学生	12月	土	2	10/5～11/25	窓口	抽選	8	－	－
	サッカー教室	小学生	1	土	2	10/12～11/25	窓口	抽選	20	－	－
	マット・跳び箱教室	小学生	3月	土	2	1/11～2/17	窓口	抽選	8	－	－
龍田児童館	絵画造形クラブ	小学１年～４年生	5月～8月	土	6	3/15～4/15	往復はがき	抽選	10	8	0、8
	キッズダンスクラブ	小学生	7月～9月	土	6	3/15～4/15	往復はがき	抽選	15	14	0、9
	卓球クラブ	小学生	10月～12月	土	6	3/15～4/15	往復はがき	抽選	14	10	0、7
	万華鏡作り	小学生	８月	水	1	7/20～定員数まで	電話、窓口	先着	10	－	－
	トランポリン教室	小学１年～４年生	８月	水	1	8/3～定員数まで	電話、窓口	先着	20	－	－
	足育講座	小学生	1月	未定	1	未定	電話、窓口	先着	15	－	－
	なわとび教室	小学生	２月	未定	1	未定	電話、窓口	先着	20	－	－

職員研修及び情報交換

担当者会議

年に8回程度、各児童館の担当者の情報交換を行い、各館の情報の共有化及び連携を深めている。また、様々な課題解決に向けた検討協議を行う。

初任者研修

初任者児童厚生員等を対象に児童館の概要や児童厚生員の役割などについての研修を実施し、職員の資質向上を図る。

児童厚生員研修

講師による実技研修等を行い児童厚生員等の資質向上を図るとともに、児童館活動の充実を目的とし意見交換会を実施。

実務活性化会議

児童館をよりよく運営していくため、日々の活動の中から、問題点・疑問点を見出し、情報交換の実施等の情報の共有化による連携及び技術の向上を図る。

子育てほっとステーション会議

各関係機関が緊密に連携し、地域の子育て支援を共同で行うため、総合子育て支援センターを中心として、各児童館、各子育て支援センター、子ども文化会館、各区保健子ども課等の担当者の情報交換、研修等を年4回程度実施する。第2回以降は5ブロック（5区）に分かれて実施している。

【研修及び情報交換会内容】

	令和3年度（2021年度）実績				令和4年度（2022年度）計画			
	実施日	人数	担当館	内容	実施日	人数	担当館	内容
初任者研修	書面開催	12名	子ども支援課	≪子ども支援課≫ ・児童館の役割・運営、関係法令について ※感染拡大防止のため研修資料を全児童館に配布し実施 ※児童館の活動見学は中止	書面開催	12名	子ども支援課	≪子ども支援課≫ ・児童館の役割・運営、関係法令について ※感染拡大防止のため研修資料を全児童館に配布し実施 ※児童館の活動見学は中止
児童厚生員研修	7月16日（金）	14名	幸田	安全管理マニュアルについて～救急法～ 講師：赤星　公枝（元東部児童館・副主任）	6月16日（木）	18名	清水	「ことばの発達とことばをはぐくむかかわり」 講師　熊本市子ども発達支援センター　言語聴覚士　田村　安代氏
	11月24日（水）	13名	託麻	２・３歳児向け活動 講師：高戸　里美氏 （２２世紀親子からだ育て塾）	11月中旬予定	－	秋津	表現あそび
実務活性化会議	10月15日（金）	17名	西部	お家で作ろう制作キット	8月31日（水）予定	－	大江	事前アンケートに基づく協議
	書面開催	15名	花園	事前アンケートに基づく協議	1月予定	－	五福	未定

児童館の広報について

各児童館で広報誌を発行し、児童館での配布のほか、近隣の保育園・幼稚園・小学校に配布するとともに、熊本市のホームページへ掲載している。

また、各行事の際にはチラシやポスターを作成し、児童館内や管区内の小学校などに配布している。

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和4年度予定	令和3年度実績
西原公園児童館	西原公園児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	西原公園児童館からのお知らせ 児童館施設内遊具等の案内 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末	年12回	年12回
	広報誌「かけはし」	近隣（本荘・春竹校区）住民 ホームページ閲覧者	西原公園児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末	年12回	年12回
	児童館だより	ホームページ閲覧者	西原公園児童館からのお知らせ 児童クラブ、朝の活動内容の案内	毎月末	年12回	年12回
	朝の活動だより	ホームページ閲覧者	参加者募集、活動内容のお知らせ	毎月末	年12回	年12回
託麻児童館	児童館だより	託麻地区内町内の回覧板	施設及び講座等の案内	通年	年12回発行	年12回発行
	託麻児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	施設及び講座等の情報	－	－	－
秋津児童館	秋津児童館だより	近隣地域の小学校（５校）、幼稚園、保育園、こども園（１７園）、子育てサークル（７校区）、子育て支援センター（５カ所）、秋津デイサービスセンター、子ども文化会館、児童館・公民館内掲示スペース	児童館行事全般 (活動予定・単発教室等) 児童クラブ募集 単発教室の募集	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	秋津公民館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館だより 児童クラブの案内や応募方法 イベントの告知 児童館の利用の仕方等	毎月末に翌月分を掲載	年12回更新	年12回更新
	子育て応援情報提供コーナー	プレイルーム等に設置	児童館だより 秋津近隣地域子育てサークルチラシ 他児童館・児童室、東区の子育て支援センターのお便り掲示等	通年常設	通年常設	通年常設
	(※)児童館夏祭りポスター	児童館だよりと共に配布 児童館・公民館内に掲示	祭りの内容や会場図	令和4年中止	令和4年中止	令和4年中止
	校区子育てサークルへ参加	近隣校区の子育てサークル	児童館の紹介と今月のおすすめ行事などの紹介	学期に1回程度	3回	0回
東部児童館	じどうかんだより	熊本市ホームページ添付 管内(こども園・幼・保・小) 地域の販売店や母子施設、子育て支援関係施設、来館者	乳幼児を対象とした活動の広報	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	児童館だより小学生版	熊本市ホームページ添付 管内(こども園・幼・保・小) 地域の販売店や母子施設、子育て支援関係施設、来館者	小学生を対象とした活動の広報	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	児童館行事・短期単発講座案内等	熊本市ホームページ添付 管内(こども園・幼・保・小) 地域の販売店や母子施設、子育て支援関係施設、来館者	児童館行事短期単発講座のお知らせ	随時	随時	随時
	東部まちづくりセンターだより	区管内の各町内の自治会の回覧板により周知、来館者	公民館全体の活動や募集 児童館の乳幼児活動・講座予定、 小学生講座予定・募集要項など	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	東部児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館行事・活動のお知らせ 講座案内・募集について	毎月更新 （年12回）	毎月更新 （年12回）	毎月更新 （年12回）
西部児童館	西部児童館だより （小学生版）	区管内公立小学校、市関係機関、児童館・児童室、来館者	児童館行事、児童クラブ開催日程、 児童館からのお知らせ等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	にこにこだより （乳幼児向け）	区管内子育て支援センター、市関係機関、児童館・児童室、来館者	児童館行事、児童館からのお知らせ、朝の活動及び母親クラブの活動日程等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	西部まちづくりセンター・公民館だより	区管内各町内自治会回覧版による周知、来館者	「西部児童館だより」「にこにこだより」に掲載の行事・朝の活動等の日程、お知らせ等	年12回発行	年12回発行	年12回発行
	西部児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館だより・にこにこだよりの掲載、施設案内、活動の様子、行事・児童クラブ・短期講座・母親クラブの案内等	毎月更新 （全12回）	年12回更新	年12回更新
	児童館行事ポスター、チラシ	区管内公立小学校、館内掲示	短期講座・児童クラブ等への参加募集及び内容のお知らせ	随時	行事毎	行事毎

児童館	広報の種類	配布先	記事の内容	配布時期	発行回数	
					令和4年度予定	令和3年度実績
花園児童館	花園まちづくりセンター公民館だより	管内各町内の自治会回覧板、掲示板により周知、公民館来館者	花園児童館だよりに掲載する行事、児童クラブ及び児童館からのお知らせ等、朝の活動	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	花園児童館だより（乳幼児、小学生向け）	管内の小学校（花園、城西、池田）市の関係機関（子ども支援課、保健子ども課、保育園、支援センター、子ども文化会館、あゆみ子どもセンター）、児童館、児童室、来館者	児童館行事とお知らせ 児童クラブ活動内容、持ち物等のお知らせ 朝の活動内容、申込期間、準備物等のお知らせ 母親クラブの活動内容等のお知らせ	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	花園児童館行事ポスター、チラシ	児童館、公民館、掲示板等	児童クラブ等参加申込み	随時	行事の都度	行事の都度
	花園児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	花園児童館だより、施設案内（広場、部屋、遊具等） 活動内容案内、児童クラブ 母親クラブ活動等の案内	毎月更新	年12回発行	年12回発行
幸田児童館	こうだ児童館だより（幼児向け）	子ども支援課（各児童館・児童室）希望者、来館者、総合子育て支援センター、幸田子育て支援センター、南区役所保健子ども課	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	幸田児童館だより（小学生向け）	小学校4校（田迎・御幸・田迎南・田迎西）来館者、希望者	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	幸田だより	管内自治会に配布	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	幸田児童館ホームページ	ホームページ閲覧者	児童館行事、児童クラブ、児童館からのお知らせ	毎月更新	年12回発行	年12回発行
南部児童館	児童館だより（幼児版）	朝の活動参加者及び来館者、南区役所保健子ども課、各児童館・児童室、飽田総合出張所、各子育て支援センター、富合まちづくりセンター	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回発行	年12回発行
	児童館だより（小学生版）	管内小学校、各児童館・児童室、南区役所保健子ども課、飽田まちづくりセンター、富合まちづくりセンター	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月（4、5月は合併号）	年11回発行	年11回発行
	みなみ（南部まちづくりセンター）	回覧板にて各家庭	児童館行事、児童館からのお知らせ	毎月	年12回発行	年12回発行
	る・ぺぺだより（母親クラブ）	母親クラブ会員、朝の活動参加者	母親クラブの活動案内	毎月	無し	無し
	児童館だより（特別号）	管内の小学校（小学生対象）	短期教室などの行事案内	必要に応じて	随時発行	無し
清水児童館	じどうかんだより（小学生版）	公民館ＨＰ添付・管内小学校４校、子育て支援関係施設4ヶ所、児童館・児童施設14ヶ所、来館者	児童館行事・児童クラブ 児童館からのお知らせ等	毎月末に翌月分を配布	年11回発行	年11回発行
	じどうかんだより（乳幼児版）	公民館ＨＰ添付、管内幼稚園1園、子育て支援関係施設8ヶ所、児童館・児童施設14ヶ所、来館者	児童館行事（朝の活動含み） 児童館からのお知らせ等	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	公民館だより（児童館だより地域版）	公民館ホームページ 管内各自治会・地域回覧版	児童館行事 児童館からのお知らせ等	毎月末に翌月分を配布	年12回発行	年12回発行
	清水公民館ホームページ内	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年１回	年１回
	熊本市ＳＮＳ	閲覧者	児童館行事・子育て支援	行事終了後	年１回	年１回
龍田児童館	じどうかんだより（小学生向け）	近隣の小学校7校、地域内幼稚園・保育園10ヶ所、児童館・児童室14ヶ所、子育て関連施設11ヶ所	児童館行事・児童クラブ・ 児童館からのお知らせ	毎月末	年12回	年12回
	たんぽぽ広場（乳幼児向け）	地域内幼稚園・保育園10ヶ所、子育て関連関連施設11ヶ所、児童館・児童室14ヶ所	児童館行事・子育てサロン案内・たんぽぽクラブ活動案内	毎月末	年12回	年12回
	公民館だより	まちづくりセンター管内の6校区の町内自治会を通じて配布	児童館行事・児童館からの お知らせ	毎月初旬	年12回	年12回
	龍田公民館ホームページ	ホームページ閲覧者	施設案内 毎月のお便り	毎月更新	年12回	年12回
	熊本市ＳＮＳ	ＳＮＳ閲覧者	毎月のお便り 児童館行事・たんぽぽクラブ行事	毎月更新	年12回	随時

児童館の予算について

児童館予算資料（R4当初予算・R3決算）

令和4年度（2022年度）当初予算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,627	2,558	5,111	5,466	5,111	5,111	5,111	5,111	5,111	5,111	－	46,428
報償費	609	126	183	165	156	82	126	132	153	186	30	1,948
需用費	751	118	177	141	140	139	169	111	111	112	118	2,087
役務費	110	11	11	11	11	11	11	11	11	11	－	209
委託料	1,197	－	－	－	－	－	－	－	－	－	167	1,364
使用料等	80	1	5	－	－	－	－	－	－	－	－	86
備品購入費	75	50	50	50	50	50	50	50	50	50	－	525
補助費	108	150	150	150	150	150	150	150	150	150	－	1,458
合計	5,557	3,014	5,687	5,983	5,618	5,543	5,617	5,565	5,586	5,620	315	54,105

※令和4年度（2022年度）執行予算　新型コロナウイルス感染症対策経費（上記予算外）
・国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用し、１児童館あたり300,000円の予算を措置。
消毒液やマスクなど、感染対策に必要な物品の購入に充てる。

令和3年度（2021年度）決算

（単位：千円）

	西原公園	託麻	秋津	東部	西部	花園	幸田	南部	清水	龍田	共通	総合計
人件費	2,540	2,467	5,468	4,840	6,790	5,027	4,982	7,194	4,699	5,052	－	49,059
報償費	285	－	6	78	81	18	102	108	99	72	－	849
需用費	659	69	201	91	86	75	119	59	61	62	186	1,668
役務費	73	8	11	11	11	11	11	10	11	11	－	168
委託料	922	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	922
使用料等	55	1	4	－	－	－	－	－	－	－	－	60
工事請負費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
備品購入費	59	－	－	－	－	－	100	150	－	85	－	394
補助費	8	－	－	－	－	－	－	－	－	29	－	37
合計	4,601	2,545	5,690	5,020	6,968	5,131	5,314	7,521	4,870	5,311	186	53,157

※令和3年度（2021年度）執行予算　新型コロナウイルス感染症対策経費（上記予算外）
・国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用し、１児童館あたり300,000円の予算を執行。
消毒液やマスクなど、感染対策に必要な物品の購入に充てた。

※令和3年度（2021年度）執行予算　森林環境譲与税を活用して木製製品を購入（上記予算外）

各項目の説明

人件費	児童館の児童厚生員の給与及び共済費等	役務費	主にマット等のクリーニング代 電話料・回数券（西原公園児童館のみ）
報償費	主に児童館で実施する講座の講師謝礼		
需用費	児童館で使用する消耗品（文具、おもちゃ等） 児童館の救急用品購入費 児童館備品などの修繕費 施設の光熱費（西原公園児童館のみ） 等の事業及び施設管理に係る費用	委託料	施設清掃等の委託にかかる費用
		使用料等	主に複写機使用料
		工事請負費	児童館耐震化工事費
		備品購入費	児童館で使用する備品購入費
		補助費	主に地域組織活動への事業補助

関係法令 抜粋 （令和3年4月1日現在）

【児童福祉法】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
② (略)

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
二 (略)
三 (略)
③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。
④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準】

第一条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準　第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準
二～三　略
四　法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
2　設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
3　厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）
第四条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
2　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（設備の基準）
第三十七条　児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。
一　児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
二　児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

（職員）
第三十八条　児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。
2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
一　都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者
三　社会福祉士の資格を有する者
四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
五　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの
イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

【熊本市児童館条例】

（設置）
第1条　児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、本市に児童館を設置する。

（名称及び位置）
第2条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
西原公園児童館	熊本市中央区九品寺4丁目24番4号
託麻児童館	熊本市東区長嶺東7丁目11番15号
秋津児童館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
東部児童館	熊本市東区錦ケ丘1番1号
西部児童館	熊本市西区小島2丁目7番1号
花園児童館	熊本市西区花園5丁目8番3号
幸田児童館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
南部児童館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
城南児童館	熊本市南区城南町舞原451番地9
清水児童館	熊本市北区清水亀井町14番7号
龍田児童館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号

（事業）
第3条　児童館は、次に掲げる事業を行う。
(1)　児童の健康を増進し、情操を豊かにするための遊びの施設等を提供すること。
(2)　健全な遊びを通じ、児童の集団的又は個別的な指導を行うこと。
(3)　子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成支援を図ること。
(4)　前3号に掲げるもののほか、地域の児童の健全育成のための活動その他の児童館の設置目的を達成するために必要な事業

（使用できる者の範囲）
第4条　児童館を使用することができる者は、次に掲げるものとする。
(1)　おおむね小学校終了までの児童。ただし、小学校就学前の児童については、保護者の同伴する者に限る。
(2)　子ども会等児童によって組織された団体
(3)　母親クラブ等児童の健全育成を目的として組織された団体
(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者
（使用の許可）
第5条　児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2　市長は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

（使用の制限）
第6条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。
(1)　児童館の設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
(2)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
(3)　公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
(4)　児童館の施設を毀損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあるとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。
2　前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。

（使用料）
第7条　児童館の使用料は、無料とする。

（損害賠償の義務）
第8条　児童館を使用する者は、児童館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（運営審議会）
第9条　児童館（城南児童館を除く。）の運営を効果的に行うため、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会の委員は、15人以内とし、市長が委嘱する。
3　審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定管理者による管理）
第10条　城南児童館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）
第11条　前条の規定による指定を受けようとするものは、城南児童館の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。
2　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
（1）城南児童館の運営が、利用者の平等利用を確保することができること。
（2）その事業計画書の内容が、城南児童館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
（3）その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
（4）第3条各号に掲げる事業について十分な専門的知識及び技能を持った人材を有していると認められること。
（5）前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

（指定管理者が行う管理の基準）
第12条　指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、城南児童館の管理を行わなければならない。

（指定管理者が行う業務）
第13条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）城南児童館の使用の許可及びその取消しに関する業務
（2）城南児童館の維持管理に関する業務
（3）第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
（4）前3号に掲げるもののほか、城南児童館の管理運営上市長が必要と認める業務
（協定の締結）
第14条　指定管理者は、指定を受けるときは、市と城南児童館の管理に関する協定を締結しなければならない。
2　前項の協定に定める事項は、規則で定める。

（指定の取消し等に係る損害賠償）
第15条　市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。
（秘密保持義務等）
第16条　指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、城南児童館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）
第17条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（熊本市西原公園児童館条例の廃止）
2 熊本市西原公園児童館条例（昭和52年条例第27号）は、廃止する。
（経過措置）
3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、前項の規定による廃止前の熊本市西原公園児童館条例第5条又は熊本市区の設置等に関する条例（平成23年条例第61号）附則第2項の規定による廃止前の熊本市市民センター設置条例（昭和58年条例第7号。以下「廃止前の市民センター設置条例」という。）第6条の規定によりなされた使用の許可で施行日以後の使用に係るものについては、第5条の規定によりなされた使用の許可とみなす。
4 施行日の前日において廃止前の市民センター設置条例第10条第2項の規定により委嘱されている熊本市児童館運営審議会の委員（以下「旧熊本市児童館運営審議会委員」という。）は、第9条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の最初の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、旧熊本市児童館運営審議会委員の残任期間とする。
附 則
1 この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【熊本市児童館条例施行規則】

（趣旨）
第1条　この規則は、熊本市児童館条例（平成23年条例第80号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）
第2条　児童館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（城南児童館にあっては、午前9時30分から午後5時30分まで）とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）
第3条　児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更し、臨時に休館することができる。
(1)　城南児童館以外の児童館　次に掲げる日
ア　月曜日（月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
イ　12月29日から翌年1月3日まで
(2)　城南児童館　次に掲げる日
　ア　毎月の第4水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
　イ　12月29日から翌年1月4日まで

（使用手続）
第4条　児童館を使用（団体による使用を除く。）しようとする者は、児童館使用証（様式第1号。以下「使用証」という。）の交付を受けなければならない。
2　前項の規定により使用証の交付を受けた者は、条例第5条第1項の許可を受けたものとみなす。

（使用証）
第5条　前条第1項の規定により使用証の交付を受けた者が児童館を使用するときは、当該使用証を受付に提示しなければならない。

（団体使用手続）
第6条　児童館を団体で使用しようとするときは、使用日前7日までに児童館団体使用許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
2　市長は、前項に規定する申請書を審査し、児童館の使用を適当と認めたときは、児童館団体使用許可証（様式第3号）を交付するものとする。

（使用者の遵守事項）
第7条　第4条及び前条の許可を受けて児童館を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　児童館内で飲食し、又は火気を使用しないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
(2)　児童館内で喫煙しないこと。
(3)　児童館内で物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
(4)　使用した設備、備品等は、原状に復して整理整頓をすること。
(5)　他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
(6)　人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物等（身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
(7)　児童館の職員の指示に従うこと。

（審議会の構成）
第8条　条例第9条の熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 公民館の代表者
(3) 児童委員
(4) 学校長
(5) PTAの代表者
(6) ボランティア団体の代表者
(7) 子ども会の代表者
(8) 母親クラブの代表者
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

（付議事項）
第9条　審議会は、次に掲げる事項について審議する。
(1) 児童館の運営方針に関すること。
(2) 児童館の使用の普及に関すること。

（指定申請書に添付する書類）
第10条　条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1) 収支予算書
(2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
(3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあっては、これらに類する書類）
(4) 条例第11条第2項第4号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
(5) 市税滞納有無調査承諾書
(6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（協定に定める事項）
第11条　条例第14条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。
(1) 指定期間に関する事項
(2) 管理業務の内容に関する事項
(3) 事業計画に関する事項
(4) 開館時間及び休館日に関する事項
(5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
(6) 事業報告書に関する事項
(7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
(8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
(9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
(10) 事故及び損害の賠償に関する事項
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（雑則）
第12条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。
附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（略）
附　則
この規則は、平成26年3月1日から施行する。

【熊本市児童館運営審議会規程】

（目的）

第1条　この規程は、熊本市児童館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び職務代理者）

第2条　審議会には、委員の互選により委員長を置く。

2　委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

（会議）

第3条　審議会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2　審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面審議）

第4条　前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、会議を招集する必要がないと認める案件を審議するとき、又はその他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2　委員は、書面をもって、議決権を行使することができる。

3　前項の規定により議決権を行使する者は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

（委任）

第5条　この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附　則

この規程は、平成13年8月28日から施行する。

附　則

この規程は、令和2年11月30日から施行し、令和2年11月6日から適用する。